

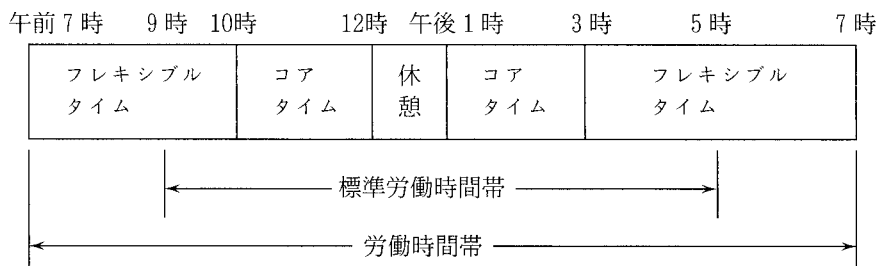
(2) フレックスタイム制（法第32条の3）

本制度は、1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働くことにより、労働者がその生活と業務との調和を図りながら、効率的に働くことを可能とし、労働時間を短縮しようとする制度です。

本制度を採用するには、

- ① 就業規則等において始業、終業の時刻を労働者の決定にゆだねる旨定めるとともに、
- ② 労使協定を締結し、次の事項を定めること
 - a 対象となる労働者の範囲
 - b 清算期間（1か月以内）
 - c 清算期間における総労働時間（清算期間を平均し1週間当たりの労働時間が法定労働時間の範囲内）
 - d 標準となる1日の労働時間（出張、年休等の際に基準となる時間）
 - e コアタイム（必ず労働しなければならない時間帯）を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
 - f フレキシブルタイム（労働者がその選択により労働することができる時間帯）の制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻が要件となります。

○フレックスタイム制の例



○留意点

ア フレキシブルタイムが極端に短い場合、コアタイムの開始から終了までの時間と標準となる1日の労働時間がほぼ一致している場合等については、基本的には始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねたことにはなりません。

イ 就業規則等においては、上記①を定めなければなりません。コアタイム、フレキシブルタイムも始業及び終業の時刻に関する事項ですので、これらの時間帯を設ける場合には、これらについても就業規則等に規定する必要があります。このほか、清算期間の起算日を明らかにすることとされています。

ウ コアタイムを設けない場合には、実質的に出勤日を労働者の自由にゆだねたこととなりますが、そのような場合にも、法定休日が確保されるようにするため、所定休日は明確に定めておく必要があります。

エ 本制度を採用した場合にも、休憩時間は法第34条の要件に合致するように与えなければならま

せん。したがって、一斉休憩が必要な場合には、コアタイム中に休憩時間を設け、一斉に与えるようにしなければなりません（ただし、一斉休憩除外の労使協定を締結した場合を除く。）。

オ 本制度を採用した場合、時間外労働については、1日、1週間ではなく、清算期間を通算して法定労働時間の総枠を超えた時間で算定することとなります。

カ 本制度において、実際に労働した時間が清算期間における総労働時間として定められた時間と比べて過不足が生じた場合には、当該清算期間内で労働時間及び賃金を清算することがフレックスタイム制の本来の趣旨であると考えられますが、それを次の清算期間に繰り越すことの可否については次のように解されます。

① 清算期間における実際の労働時間に過剰があった場合に、総労働時間として定められた時間分はその期間の賃金支払日に支払うが、それを超えて労働した時間分を次の清算期間中の総労働時間の一部に充当することは、その清算期間内における労働の対価の一部がその期間の賃金支払日に支払われないことになり、法第24条に違反し許されないものです。

② 清算期間における実際の労働時間に不足があった場合に、総労働時間として定められた時間分の賃金はその期間の賃金支払日に支払うが、それに達しない時間分を、次の清算期間中の総労働時間に上積みして労働させることは、法定労働時間の総枠の範囲内である限り、その清算期間においては実際の労働時間に対する賃金よりも多く賃金を支払い、次の清算期間で、その分の賃金の過払いを清算するものと考えられ法第24条に違反するものではありません。

○就業規則の例

(適用労働者の範囲)

第〇条 第〇条の規定にかかわらず、企画部に従事する従業員にフレックスタイム制を適用する。

第〇条 フレックスタイム制が適用される従業員の始業および終業の時刻については、従業員の自主的決定に委ねるものとする。ただし、始業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、午前6時から午前10時まで、就業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、午後3時から午後7時までの間とする。

② 午前10時から午後3時までの間（正午から午後1時までの休憩時間を除く。）については、所属長の承認のないかぎり、所定の労働に従事しなければならない。

(清算期間及び総労働時間)

第〇条 清算期間は1箇月間とし、毎月25日を起算日とする。

② 清算期間中に労働すべき総労働時間は、160時間とする。

(標準労働時間)

第〇条 標準となる1日の労働時間は、7時間とする。

(その他)

第〇条 前条に掲げる事項以外については労使で協議する。

○労使協定の例

〇〇産業株式会社と〇〇産業労働組合とは、労働基準法第32条の3の規定にもとづき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

(フレックスタイム制度の適用社員)

第〇条 総務課所属の社員を除く全社員にフレックスタイム制を適用する。

(清算期間)

第〇条 労働時間の清算期間は、毎月25日から翌日24日までの1箇月間とする。

(総労働時間)

第〇条 清算期間における総労働時間は、1日7時間に清算期間中の所定労働日数を乗じて得られた時間数とする。

総労働時間 = 7時間 × 1箇月の所定労働日数

(1日の標準労働時間)

第〇条 1日の標準労働時間は7時間とする。

(コアタイム)

第〇条 コアタイムは午前10時から午後3時までとする。

(フレキシブルタイム)

第〇条 フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 = 午前6時から午前10時までの間

終業時間帯 = 午後3時から午前7時までの間

(超過時間の取扱い)

第〇条 清算期間中の実労働時間が総労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外割増賃金を支給する。

(不足時間の取扱い)

第〇条 清算期間中の実労働時間が総労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間にその法定労働時間の範囲内に繰り越すものとする。

(有効期間)

第〇条 本協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から1年とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、会社、組合いずれからも申し出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇産業株式会社

代表取締役 〇〇〇〇〇

〇〇産業株式会社労働組合

執行委員長 〇〇〇〇〇